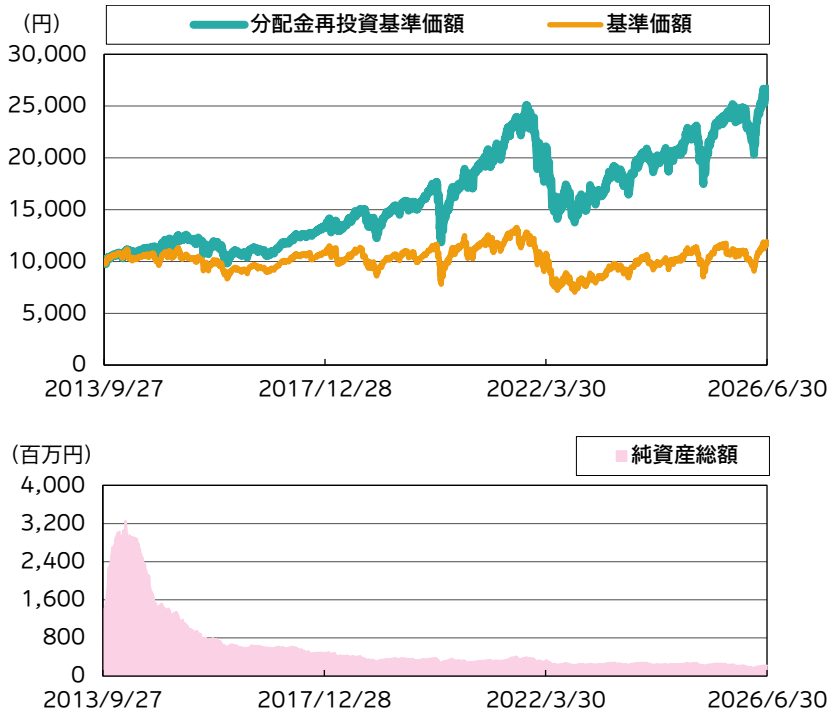


## 運用実績

### 運用実績の推移

(設定日:2013年9月30日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 基準価額・純資産総額

|            | 当月末    | 前月末    |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円)    | 11,902 | 11,639 |
| 純資産総額(百万円) | 228    | 223    |

※基準価額は、1万口当たり。

|       | 基準価額(円) | 基準日        |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 13,267  | 2021/09/02 |
| 設定来安値 | 7,029   | 2022/10/17 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

### 騰落率(税引前分配金再投資)(%)

|     |       |
|-----|-------|
| 1ヵ月 | 2.3   |
| 3ヵ月 | 31.4  |
| 6ヵ月 | 9.0   |
| 1年  | 15.8  |
| 3年  | 45.0  |
| 5年  | 17.4  |
| 10年 | 149.6 |
| 設定来 | 167.1 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
 ※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### 分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期        | 決算日        | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第20期     | 2023/09/19 | 0      |
| 第21期     | 2024/03/18 | 340    |
| 第22期     | 2024/09/17 | 0      |
| 第23期     | 2025/03/17 | 140    |
| 第24期     | 2025/09/17 | 1,000  |
| 第25期     | 2026/03/17 | 0      |
| 設定来累計分配金 |            | 8,920  |

※分配金は、1万口当たりの金額です。  
 ※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ポートフォリオ構成(%)

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| GS 米国フォーカス・グロース(為替ヘッジありクラス) | 98.1 |
| MHAM短期金融資産マザーファンド           | 0.1  |
| 現金等                         | 1.7  |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。  
 ※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

|         |      |
|---------|------|
| 為替ヘッジ比率 | 98.5 |
|---------|------|

※為替ヘッジ比率は、純資産総額に対する為替ヘッジの比率を表示しています。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

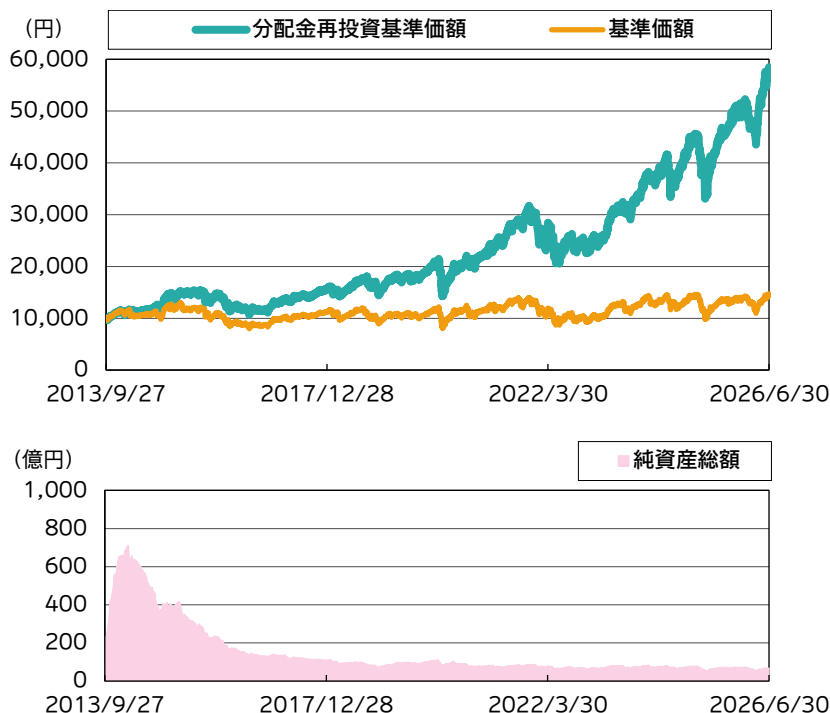
|            |     |
|------------|-----|
| 価格変動(配当込み) | 311 |
| 為替要因       | 0   |
| 小計         | 311 |
| 信託報酬       | -19 |
| その他要因      | -29 |
| 分配金        | 0   |
| 合計         | 263 |

※要因分析は、GS米国フォーカス・グロースのデータを基に委託会社が作成したものです。組入資産が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

## 運用実績

### 運用実績の推移

(設定日:2013年9月30日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 基準価額・純資産総額

|            | 当月末    | 前月末    |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円)    | 14,731 | 14,136 |
| 純資産総額(百万円) | 6,789  | 6,624  |

※基準価額は、1万口当たり。

|       | 基準価額(円) | 基準日        |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 14,731  | 2026/06/30 |
| 設定来安値 | 7,979   | 2016/06/28 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

### 騰落率(税引前分配金再投資) (%)

|     |       |
|-----|-------|
| 1ヵ月 | 4.2   |
| 3ヵ月 | 34.3  |
| 6ヵ月 | 14.9  |
| 1年  | 33.9  |
| 3年  | 89.5  |
| 5年  | 110.2 |
| 10年 | 424.8 |
| 設定来 | 484.6 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
 ※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### 分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期        | 決算日        | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第20期     | 2023/09/19 | 1,000  |
| 第21期     | 2024/03/18 | 1,000  |
| 第22期     | 2024/09/17 | 1,000  |
| 第23期     | 2025/03/17 | 1,000  |
| 第24期     | 2025/09/17 | 1,000  |
| 第25期     | 2026/03/17 | 1,000  |
| 設定来累計分配金 |            | 16,150 |

※分配金は、1万口当たりの金額です。  
 ※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ポートフォリオ構成 (%)

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| GS 米国フォーカス・グロース<br>(為替ヘッジなしクラス) | 98.2 |
| MHAM短期金融資産マザーファンド               | 0.1  |
| 現金等                             | 1.7  |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。  
 ※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

|            |     |
|------------|-----|
| 価格変動(配当込み) | 377 |
| 為替要因       | 241 |
| 小計         | 618 |
| 信託報酬       | -23 |
| その他要因      | 0   |
| 分配金        | 0   |
| 合計         | 595 |

※要因分析は、GS米国フォーカス・グロースのデータを基に委託会社が作成したものです。組入資産が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

## GS 米国フォーカス・グロースの状況

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの現地月末前営業日のデータを基に委託会社が作成しています。

| 業種別組入比率 (%)    |      |
|----------------|------|
| 業種             | 組入比率 |
| 情報技術           | 44.6 |
| コミュニケーション・サービス | 13.7 |
| 金融             | 8.6  |
| 資本財・サービス       | 8.5  |
| ヘルスケア          | 8.2  |
| 一般消費財・サービス     | 7.5  |
| 素材             | 4.8  |
| 生活必需品          | 3.1  |
| その他            | 1.0  |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

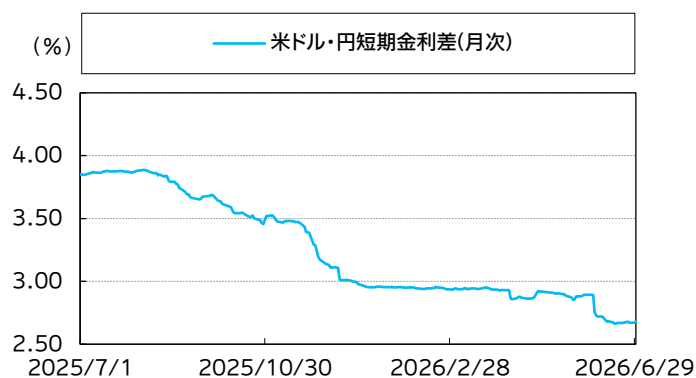
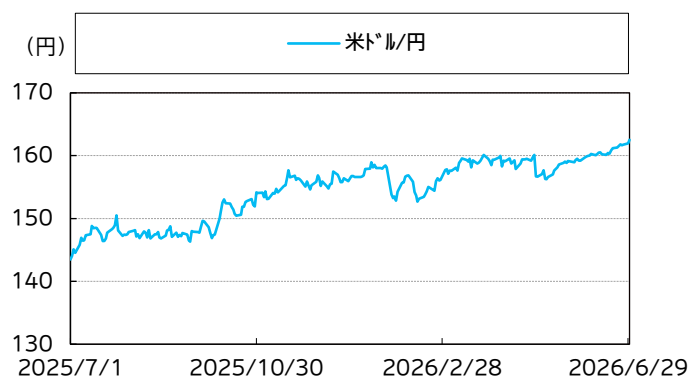
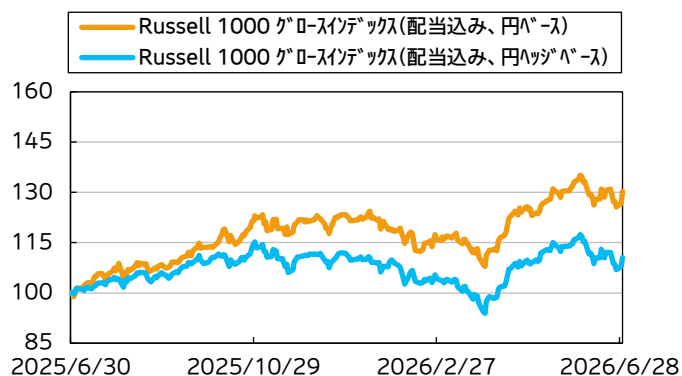
| 組入上位10銘柄 (%) (組入銘柄数 21) |                                |          |                                                                                                     |
|-------------------------|--------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 銘柄<br>業種                       | 組入<br>比率 | 銘柄概要                                                                                                |
| 1                       | エヌビディア<br>情報技術                 | 9.1      | 半導体メーカー。グラフィックスプロセッサ製品を設計・販売し、PC、ゲーム、映像処理、AIなど幅広い分野に製品を提供する。                                        |
| 2                       | アルファベット クラスC<br>コミュニケーション・サービス | 8.5      | 検索エンジン、クラウド・コンピューティング、ソフトウェア、オンライン広告などインターネット関連サービスや製品を提供する企業。                                      |
| 3                       | マイクロソフト<br>情報技術                | 7.6      | 世界的なソフトウェア会社。ウィンドウズのような基本ソフトウェア、オフィス等の各種アプリケーションソフトウェアに加え、クラウドやセキュリティのソリューションなどを提供する。               |
| 4                       | アドバンスト・マイクロ・デバイセズ<br>情報技術      | 5.9      | 米国の半導体メーカー。世界各国で、PCやサーバー向けのCPUやGPUなどを提供する。                                                          |
| 5                       | イートン<br>資本財・サービス               | 5.6      | 世界的な電力管理製品、サービスを提供する企業。データセンターや航空宇宙、自動車、産業機器向けに、配電機器、無停電電源装置などを製造・販売。                               |
| 6                       | KLA<br>情報技術                    | 5.5      | 半導体製造装置メーカー。半導体製造過程で、歩留まりを向上させるための検査装置が主な製品で、同製品の世界シェアも高い。                                          |
| 7                       | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー<br>金融    | 5.2      | 米国の金融・リテールバンキングサービス会社。投資銀行業務、財務・証券、資産運用、プライベートバンキング、カード会員向けサービス、商業銀行業務、住宅融資など、幅広い金融サービスを世界各地で展開。    |
| 8                       | パロアルト・ネットワークス<br>情報技術          | 5.0      | サイバーセキュリティの世界大手企業。自社で開発したインターネットファイアウォールにより、ネットワーク、クラウド、AIを活用したシステム運用までを包括的に保護するソリューションを提供。         |
| 9                       | マーティン・マリエッタ・マテリアルズ<br>素材       | 4.8      | 建築資材メーカー。高速道路等のインフラ整備、住宅、商業施設等の建設に欠かせない基礎資材を提供している。                                                 |
| 10                      | メタ・プラットフォームズ<br>コミュニケーション・サービス | 4.7      | フェイスブック等の世界的なソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の運営会社。ウェブサイトでのコミュニケーション手段を提供することなどにより、広告収入を得ている。仮想現実等の事業も手掛ける。 |

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

## 市況動向(直近1年)



※Russell 1000 グロースインデックスは、グラフの起点時の値を100として指数化しています。指数についての詳細は、後掲の「指数の著作権などについて」をご参照ください。

※為替は、一般社団法人資産運用業協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。

※米ドル・円短期金利差は、米ドル短期金利－円短期金利で算出しています。米ドルはSOFR1ヵ月金利、日本円はTORF1ヵ月金利を使用しています。

※Bloomberg、QUICKのデータを基に委託会社が作成。

## マーケット動向とファンドの動き

米国株式市場は下落しました。上旬は、雇用統計を受けたFRBの利上げ観測浮上によるAI(人工知能)・半導体関連株売りなどから、下落しました。中旬は、タカ派的なFOMC(米連邦公開市場委員会)の結果が嫌気されたものの、米・イランの合意に伴う原油安から、株価は上昇しました。下旬は、AI・半導体関連株は軟調に推移した一方で、ヘルスケア株などが買われ上昇しました。

半導体製造装置メーカーのKLAは、市場予想を上回る業績動向や高い収益性が改めて評価され、株価が上昇し、本ファンドのパフォーマンスにプラスに寄与しました。同社については、AI関連投資の拡大を背景とした半導体製造装置需要の成長に加え、半導体製造における検査・計測分野での高い競争力を背景に、強気の見通しを維持しています。

サイバーセキュリティ企業のパロアルトネットワークスは、AIを活用したセキュリティサービスへの期待や新製品の投入などを背景に、株価が上昇し、本ファンドのパフォーマンスにプラスに寄与しました。同社については、クラウドセキュリティ需要の拡大に加え、製品・サービスの多角化や顧客基盤の拡大を背景に、強気の見通しを維持しています。

テクノロジー企業のマイクロソフトは、AI関連の大規模な設備投

資によるキャッシュフロー創出力低下への懸念を背景に、株価が下落し、本ファンドのパフォーマンスにマイナスに影響しました。一方で、クラウド事業の成長加速やAI関連サービスの利用拡大に加え、収益性の改善も進んでいることから、長期的な成長余地は大きいと考えています。

Eコマースおよびクラウドサービス企業のアマゾン・ドット・コムは、AI関連の大規模な設備投資によるキャッシュフロー創出力低下への懸念を背景に、株価が下落し、本ファンドのパフォーマンスにマイナスに影響しました。一方で、クラウド事業の成長加速や収益性の改善に加え、自社設計半導体プラットフォームや広告事業など幅広い分野での成長が期待されることから、強気の見通しを維持しています。

当月は、マイクロン・テクノロジー(情報技術)やコヒレント(情報技術)などを新規購入した一方、ユナイテッド・レンタルズ(資本財・サービス)やスノーフレイク(情報技術)などを全部売却しました。

## 今後のマーケット見通しと今後の運用方針

直近四半期の米国株式市場は、堅調な企業業績の一方、地政学リスクや、金融政策見通しの変化で、市場の変動が大きくなりました。一方で、市場の物色はより多くのセクターに広がりました。今後については、テクノロジーの発展や構造的なトレンドの変化による銘柄間のパフォーマンス格差拡大の可能性と、マクロ経済や競争環境の変化等で、株価のボラティリティも高まる局面が予想される中、機動的で積極的な銘柄選択は引き続き有益と考えます。このような中、今後の運用に際しては、引き続きボトムアップの銘柄選択に注力します。革新的な商品を有し、低コスト体質、市場シェア拡大余地があるなどの特徴を持ち、株価が割安な水準にあると判断される銘柄に対し、中長期的な観点から選別投資を行って参ります。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。  
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



## ファンドの特色

米国を中心とした企業の株式(DR[預託証券])を含みます。以下同じ。)に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

### 1.米国を中心とした企業の株式を厳選し、**15～20銘柄程度**に集中投資を行います。

- 米国を中心とした企業の株式を主要投資対象とし、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、かつ、本来の企業価値に対して現在の株価が割安な水準にあると判断する銘柄に投資します。
- 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。

### 2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが実質的な運用を行います。

- 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「G S米国フォーカス・グロース」の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの米国株式運用チームが行います。  
※「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、アセットマネジメントOneが行います。

### 3. 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」の2つのコースがあります。

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

- Aコースは、投資対象とする外国投資信託(為替ヘッジありクラス)において、保有する資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動リスクの低減が図られます。ただし、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。
- Bコースは、投資対象とする外国投資信託(為替ヘッジなしクラス)において、保有する資産に対して、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。
- AコースとBコース間でスイッチング(乗換え)ができます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合があります。

※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。

## (分配方針)

毎決算時(原則として毎年3月17日および9月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



## 主な投資リスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 株価変動リスク

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、各ファンドは、厳選した少数の銘柄(15～20銘柄程度)に集中して投資するため、より多くの銘柄に投資するファンドと比べて、1銘柄の株価の変動による影響度合いが大きくなる可能性があります。そのため、各ファンドの基準価額の値動きは、米国の株式市場全体の平均的な値動きに比べてより大きくなる場合や、市場全体の動きと異なる動きをする場合があります。

### ● 為替変動リスク

#### Aコース

Aコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、保有資産通貨(主として米ドル)の金利が円金利より高い場合、保有資産通貨の金利と円金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

#### Bコース

Bコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、対円での為替ヘッジを行わないため、保有資産通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ● 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資する株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### ● 信用リスク

各ファンドが実質的に投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で実質的に投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

### ● カントリーリスク

各ファンドの実質的な投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

お申込みメモ

|                    |                                                                                                                                                                                                                                       |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                                                                                                                 | 信託期間 | 2028年9月19日まで(2013年9月30日設定)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                               | 繰上償還 | 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。<br>・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなるとき。 |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                            |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                     |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                     |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                             | 決算日  | 毎年3月および9月の各17日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・ロンドン証券取引所の休業日<br>・ロンドンの銀行の休業日                                                                                                                   | 収益分配 | 年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                               |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                              | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。                                                                                   |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消しまたは延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合(換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。 |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                       | その他  | 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                     |

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                        |

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>実質的な負担:各ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率1.893%程度(税込)</b></p> <p>※上記は、各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.243%(税抜1.13%)</li><li>・投資対象とする外国投資信託:外国投資信託の純資産総額に対して年率0.65%程度</li></ul> <p>※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、上記の率に加えて別途固定報酬等の定めがある費用(管理会社報酬(年間41,000米ドルの固定報酬に加え、年間17,250米ドルを上限とした変動報酬)、受益者サービス報酬(年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い額))や外国投資信託の純資産総額に基づき随時変更される費用がかかります。</p> |
| その他の費用・手数料       | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>・信託事務の処理に要する諸費用</li><li>・外国での資産の保管等に要する費用</li><li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等</li></ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>                                                                                                                                                                                                        |

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2026年7月14日現在

| 商号           | 登録番号等                      | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 | Aコース | Bコース |
|--------------|----------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|------|------|
| みずほ証券株式会社 ※4 | 金融商品取引業者<br>関東財務局長(金商)第94号 | ○       | ○             | ○               | ○                  |    | □    | □    |

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- <備考欄について>
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
- ※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)



## 指数の著作権などについて

Russell 1000 グロースインデックスとは、FTSE Russellが公表している米国の株価指数です。  
「FTSE Russell®」はLondon Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業(総称して「LSEグループ」)の関連する企業の商標であり、ライセンスを受けて他のLSEグループの企業にも使用されています。FTSE Russellのインデックスまたはデータに関するすべての権利は、そのインデックスまたはデータを所有する関連するLSEグループの企業に帰属します。LSEグループおよびライセンス各社はFTSE Russellのインデックスおよびデータに関する瑕疵または不作為に対して如何なる責任も負いません。また、何人も本媒体に含まれるFTSE Russellのインデックスやデータに依存することは許されません。書面に基づくLSEグループの企業の同意がない限りLSEグループのデータを再配信することは許されません。LSEグループは本媒体の内容について販売促進や出資、保証することはありません。

世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc. (MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に對し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。